

# 大学図書館と著作権

琉球大学附属図書館

森 一郎

## 1. はじめに

著作権に関する講習会が多数開催されているが、それらの冒頭では「著作権とは何か」の説明があり、複製権などといった支分権を列挙し、それらの集まりであると説明されることが多いかと思う。文化審議会著作権分科会法制度小委員会などの委員を務める福井健策<sup>1</sup>氏は、まさに「著作権とは何か」と題した本を著しており、その中で「著作権とは、文学・映画・音楽・美術といった作品の創作者が持つ、その作品がどう利用されるかを決定できる権利<sup>2</sup>」としている。この説明は支分権の列挙よりも理解しやすいのではないと思う。

図書館資料のほぼ全ては「文学・映画・音楽・美術といった作品」すなわち著作物である。中には著作物には該当しないものや保護期間を満了したものも含まれるが、むしろ例外的と言えるだろう。また、「どう利用されるかを決定できる権利」が創作者以外に譲り渡されていることも少なくない。しかし、原則に従えば図書館資料は創作者が考える「どう利用されるか」の範囲で利用することになる。それでは「文化の発展<sup>3</sup>」に支障をきたしかねないことから著作権法には権利制限規定が置かれており、図書館サービスに関係する規定も存在する。

図書館職員向けの著作権の講習会では、個々の著作物の利用方法が権利制限規定の範囲内か否かという狭い話になりがちかと思う。もちろん、許諾が必要な範囲あるいは不要な範囲を理解していなければ、許諾に基づいて著作物を利用する際に、支払う必要のない料金を支払うことになりかねない。したがって、そのような知識も重要ではあるが、特に学術情報では近年の電子資料の普及に伴い利用契約時に提示される利用条件の範囲での利用が一般的となっており、権利制限規定の範囲内か否かよりも大きな視点が必要になっていると言えるだろう。

著作権という権利の話をする上で著作権法（昭和45年法律第48号）という法律の話は避けられないのは当然であるが、2,000を超える数の法律<sup>4</sup>がある中で、図書館において著作権法だけを特別に扱う理由があるとすれば、どのように学術情報の流通を促進していくかという観点であるべきではないかと思う。

---

<sup>1</sup> 文化審議会著作権分科会法制度小委員会 ([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/93348201\\_04.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/93348201_04.pdf) (参照 2022-06-10, なお、本稿に記載する URI の最終確認日は全て同日であり、以下の記載は省略する。)) のほか、内閣府知的財産戦略本部デジタル時代のコンテンツ戦略検討タスクフォース ([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digital\\_contents\\_tf/pdf/konkyo.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digital_contents_tf/pdf/konkyo.pdf)) など多数歴任。

<sup>2</sup> 福井健策. 著作権とは何か：文化と創造のゆくえ. 改訂版, 集英社, 2020, p. 9, (集英社新書, 1016A).

<sup>3</sup> 著作権法は第1条で目的を「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」としている。(下線は筆者)

<sup>4</sup> デジタル庁による「e-GOV 法令検索」の“DB 登録法令数” (<https://elaws.e-gov.go.jp/registdb/>) のうち「法律」の登録数は 2,081 である。

## 2. 学術情報流通の中での大学図書館

図書や雑誌に関して言えば、著者が書いて、出版者が発行して、書店が販売して、読者が読むというのが、これまでの一般的な「流れ」であったはずである。もちろん、出版者と書店との間に取次があったり、雑誌論文などでは読者が著者から直接提供を受けたりなど、上記に収まらない部分は多々ある。そして、図書館を通じて読者が読む（ここでの「読む」は単に読むということではなく少し広い概念）というのも上記に収まらない部分の1つと言えるだろう。

公立図書館の貸出に対して何度となく著者などから批判<sup>5</sup>がされているのも、上記の「流れ」に影響があるとの評価がされるため、平成15年（2003年）には日本図書館協会と日本書籍出版協会とで実態調査が行われ、翌年に報告書<sup>6</sup>が出されているが、批判がなくなったわけではない。

図書館での資料の利用が図書や雑誌の売上にどの程度の影響を及ぼしているのかを把握することは極めて困難であり、大きくは影響していないという主張<sup>7</sup>もあるが、図書館の活動によって利益が害されているという著者等からの主張の根幹は理解できなくはない。

一方で、図書館の利用者の側に立って考えると、書籍1冊全体の複製といった極端な例を除いても、著作権法の権利制限規定の範囲内では需要が満たされないことは少なくない。

図書館の主たる事業は利用者が求める資料を提供することであり、これも1つの著作物の利用形態と言える。著作権法上の文言を借りれば「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受」するわけではないが「他人に享受させる目的のために」利用していると言えるだろう。

例えば、著作権法第31条第1項第1号（以下、著作権法の条項を示す場合、法律名は省略する。また、本稿は令和4年（2022年）5月1日時点の規定を前提とする。）の「一部分」を超える範囲の複製物を必要とするのは利用者であって図書館ではないという言い方は可能であるが、そのような需要が多く図書館で共通してあるのであれば、図書館が団体として権利者側と協議し、それを実現することで生じる影響なども含めて調整することが合理的と言える。逆に、一定数以上の図書館で一般的に行われる資料の利用に対して著作権者等からの疑義があるとすれば、それに対しても図書館が団体として対応するのが自然と言える。

対応の具体例として、いくつかの関係者協議が行われてきているが、それらに対して大学図書館としては国公立大学図書館協力委員会（以下、省略が適当ではない場合を除き「国公私」という。）の専門委員会である大学図書館著作権検討委員会（以下、「検討委員会」という。）が一定の役割を担ってきた。

また、大学図書館コンソーシアム連合（以下、「JUSTICE」という。）が行ってきた利用の対価や利用の範囲に関する交渉も近い性格のものと言える。

---

<sup>5</sup> 以下のような雑誌記事がある。

- ・林望. 図書館は「無料貸本屋」か：ベストセラーの「ただ読み機関」では本末転倒だ. 文芸春秋. 2000, vol. 78, no. 15, p. 294-302.
- ・楡周平. 図書館栄えて物書き減ぶ. 新潮 45. 2001, vol. 20, no. 10, p. 116-123.
- ・三田誠広. 図書館が侵す作家の権利：複本問題と公共貸与権を考える. 論座. 2002, no. 91, 184-191.

<sup>6</sup> 日本図書館協会, 日本書籍出版協会. 公立図書館貸出実態調査 2003 報告書. 2004, <https://www.jla.or.jp/portal/s/0/html/kasidasi.pdf> 又は <https://www.jbpa.or.jp/pdf/documents/report0403.pdf>

<sup>7</sup> 常世田良. 公共図書館における活動と出版物の売上の関係について：主として一般書の新刊を対象とした考察. 論究日本文学. 2016, no. 104, p. 1-24, <http://hdl.handle.net/10367/00016199>

### 3. 関係者協議と国公立大学図書館協力委員会

平成 25 年（2013 年）12 月をもって休止となっているが、図書館での著作物の利用に関する関係者協議の場として大きな役割を果たしてきたものの 1 つに「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」（休止直前の構成は表 1 のとおり。（50 音順））がある。

表 1. 図書館における著作物の利用に関する当事者協議会

権利者側団体	図書館側団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学術著作権協会</li> <li>・ 出版者著作権管理機構</li> <li>・ 日本映像ソフト協会</li> <li>・ 日本書籍出版協会</li> <li>・ 日本文藝家協会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国公立大学図書館協力委員会</li> <li>・ 全国学校図書館協議会</li> <li>・ 全国公共図書館協議会</li> <li>・ 専門図書館協議会</li> <li>・ 日本図書館協会</li> </ul>
(オブザーバ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本新聞協会</li> <li>・ 日本複製権センター</li> </ul>	(オブザーバ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立国会図書館</li> <li>・ 日本看護図書館協会</li> </ul>

「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」は平成 12 年（2000 年）10 月から始まった文化庁著作権審議会マルチメディア小委員会の下に置かれた「図書館における著作物等の利用に関するワーキング・グループ」に遡ることができるが、平成 14 年（2002 年）11 月以降は文化庁から離れた自主的な協議の場としての「図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議会」へ、さらに平成 16 年（2004 年）5 月に「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」（以下、前身組織を含めて「当事者協議会」という。）とされ、検討委員会が対応してきた。

また、第 31 条第 2 項に基づく国立国会図書館における資料のデジタル化や第 31 条第 3 項に基づく国立国会図書館から図書館等へのデジタル化資料の送信に関連した協議を行う「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」へも検討委員会から委員を出している。同協議会へは設置当初から大学図書館関係者も委員として出ていたが、令和 2 年度（2020 年度）まで国公私から出す形にはなっていなかった。これを令和 3 年度（2021 年度）から国公私から出す形としている。

そして、第 31 条第 4 項に基づく国立国会図書館のデジタル化資料の個人への送信に関連する協議を行う「国立国会図書館による入手困難資料の個人送信に関する関係者協議会」も検討委員会から委員を出している。

さらに、令和 3 年（2021 年）の「著作権法の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 52 号<sup>8</sup>）（以下、「令和 3 年改正法」という。）の第 2 条の施行<sup>9</sup>によって新設される第 31 条第 2 項（現行の第 2 項に相当する規定は第 6 項に繰り下がる。）等に基づく各図書館から利用者への送信に関する協議を行う「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会<sup>10</sup>」（構成は表 2 のとおり）。

<sup>8</sup> 詳しくは文化庁の“令和 3 年通常国会 著作権法改正について”（[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03\\_hokaisei/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/)）の諸資料を参照。

<sup>9</sup> 令和 3 年改正法の第 2 条の施行日は附則第 1 条第 4 号で「公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、令和 3 年改正法は令和 3 年（2021 年）6 月 2 日に公布されている。

<sup>10</sup> 日本図書館協会の“図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会”（<http://www.jla.or.jp/committees/chosaku/tabid/946/Default.aspx>）に協議の概略が掲載されている。

(50音順) で令和3年改正法の第2条の施行に向けた活発な議論が行われているが、同協議会へも検討委員会から委員を出している。

表2. 図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会

権利者側団体		図書館側団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術著作権協会</li> <li>・自然科学書協会</li> <li>・出版粋会</li> <li>・新聞著作権管理協会</li> <li>・日本医書出版協会</li> <li>・日本音楽著作権協会</li> <li>・日本楽譜出版協会</li> <li>・日本脚本家連盟</li> <li>・日本雑誌出版協会</li> <li>・日本児童図書出版協会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本シナリオ作家協会</li> <li>・日本写真著作権協会</li> <li>・日本書籍出版協会</li> <li>・日本専門新聞協会</li> <li>・日本電子書籍出版者協会</li> <li>・日本美術家連盟</li> <li>・日本美術著作権連合</li> <li>・日本文藝家協会</li> <li>・日本漫画家協会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国公立大学図書館協力委員会</li> <li>・国立国会図書館</li> <li>・全国公共図書館協議会</li> <li>・全国市町村教育委員会連合会</li> <li>・全国都道府県教育委員会連合会</li> <li>・全国美術館会議</li> <li>・専門図書館協議会</li> <li>・日本図書館協会</li> <li>・日本博物館協会</li> </ul>
(オブザーバ) 略(3団体)		(オブザーバ) 略(10団体)

上に挙げた会議体での協議だけではなく、個々の権利者団体との協議や懇談をしたり、文化庁に大学図書館の立場を表明したりといったことも行ってきており、特に、令和2年度(2020年度)は大学図書館を代表する団体として、文化審議会著作権分科会法制度小委員会の下に置かれた「図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム」で国公私が受けたヒアリング<sup>11</sup>の対応も検討委員会で行っている。

このほか、権利者側との協議ではないが、長年にわたり日本図書館協会の著作権委員会に検討委員会の委員を送り、日本図書館協会の著作権委員会が行う各種活動に参画している。

#### 4. ガイドライン等による情報流通の円滑化

検討委員会は上掲の各種会議体での協議や個々の権利者団体との協議を行い、ガイドライン類を作成することで大学図書館における情報流通の円滑化を図ってきた。以下に協議を経て策定してきたガイドライン類を概説する。

##### ●大学図書館における文献複写に関する実務要項<sup>12</sup>

昭和51年(1976年)の「著作権審議会第4小委員会(複写複製関係)報告書<sup>13</sup>」において、「コイン式複写機器により複写請求者自身により複製させたり[中略]することはこの規定の趣

<sup>11</sup> 文化庁の「図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム(第1回)」([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan\\_working\\_team/r02\\_01/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/r02_01/))に国公私を含む図書館関係団体のヒアリング資料等がある。

<sup>12</sup> 国公立大学図書館協力委員会、「大学図書館における文献複写に関する実務要項」.平成15年1月30日, <https://julib.jp/documents/coop/yoko.pdf> (なお、<https://julib.jp/documents/coop/kaisetsu.pdf>に同要項の解説がある。)

<sup>13</sup> 著作権情報センターの [https://www.cric.or.jp/db/report/s51\\_9/s51\\_9\\_main.html](https://www.cric.or.jp/db/report/s51_9/s51_9_main.html) から内容を確認できる。

旨を逸脱するものと解される」という見解が示されているが、本要項により、一定の条件を満たせば利用者が複写行為を行ったとしても利用者ではなく図書館が複製行為を行ったとみなすとしている。

本要項は当事者協議会から外れ個別に日本複写権センター（現在の日本複製権センター）との協議を行い、平成 15 年（2003 年）1 月に策定したものである。

なお、本要項で第 31 条に基づく図書館の複写サービスを行う上での問題の 1 つである「発行後相当期間」を「次号が発行されるまで」または「発行から 3 か月経過するまで」のいずれか短い方としている。

令和 3 年改正法の第 2 条が施行されることによって第 31 条第 1 項第 1 号から「発行後相当期間」という文言が削除される。仮に、文言が削除された後も、現在、広く行われている「発行後相当期間」の運用が維持されるとしても、本要項の文言等を調整する必要がある可能性がある。

#### ●大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン<sup>14</sup>

図書館が複製物を電話回線やコンピュータ回線を通じて他の図書館や利用者に送信することは公衆送信にあたりとされているが、この行為に関する権利制限規定は設けられていなかった。

したがって、これを行うには著作権者の許諾が必要であり、平成 16 年（2004 年）3 月に日本著作出版権管理システム（現在の出版者著作権管理機構）および学術著作権協会と国公私との間で契約を交わすとともに、その実運用のため本ガイドラインを策定し、一定の条件の下、図書館から図書館への送信について可能としたものである。本ガイドラインも前項の「大学図書館における文献複写に関する実務要項」と同様、当事者協議会から外れ個別の協議を経て策定したものである。

なお、同年 7 月に当時の日本複写権センターとも契約を交わしたが、諸般の事情により 1 年で終了している。学術著作権協会との契約も 1 年で終了したが、こちらは翌年から合意書の交換という形にしている。そして、平成 28 年（2016 年）6 月で出版者著作権管理機構との契約が終了し、現在は学術著作権協会との合意のみが有効な状態となっている。

令和 3 年改正法の第 2 条が施行されることによって、各図書館は複製物を利用者に送信することが可能となる。本ガイドラインは図書館間の送信に関するものであって、利用者への送信を目的としていないが、「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」の議論を睨みつつ、改めて学術著作権協会と本ガイドラインの扱いについて協議する必要がある可能性がある。

#### ●複製物の写り込みに関するガイドライン<sup>15</sup>

前掲の「著作権審議会第 4 小委員会（複写複製関係）報告書」で「「一部分」とは、少なくとも半分を超えないものを意味するものと考えられる」という見解が示されているが、この見解

<sup>14</sup> 国公立大学図書館協力委員会. “大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン”. 平成 28 年 6 月 27 日, [https://jilib.jp/documents/coop/ill\\_fax\\_guideline\\_supplement.pdf](https://jilib.jp/documents/coop/ill_fax_guideline_supplement.pdf)

<sup>15</sup> 日本図書館協会, ほか. “複製物の写り込みに関するガイドライン”. 平成 18 年 1 月 1 日, [https://jilib.jp/documents/coop/utsurikomi\\_guideline.pdf](https://jilib.jp/documents/coop/utsurikomi_guideline.pdf) (なお, [https://jilib.jp/documents/coop/utsurikomi\\_guidelineQA.pdf](https://jilib.jp/documents/coop/utsurikomi_guidelineQA.pdf) に同ガイドラインの Q&A がある。)

に基づいて厳格に運用すれば、1 ページに納まるような短い著作物の「一部分」のコピーを利用者が求めた場合、その「一部分」以外の部分がコピーされないように遮蔽するなどしつつコピーする必要があるということになる。

しかし、このような運用をすることは必ずしも現実的ではないことから、本ガイドラインでは例外を設けつつ、1 ページに納まるような著作物については、コピーする際に「一部分」を超えた部分に対して遮蔽などの措置を要しないとしたもので、当事者協議会での協議を経て、国公私を含む3つの図書館団体の名義で、平成18年（2006年）1月に次の「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」と同時に策定している。

なお、令和3年改正法の第2条の施行後も第31条に「一部分」の文言は残るが、「一部分」の直後の括弧書の規定が改正される。このことの影響を受ける可能性があり注意を要する。

#### ●図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン<sup>16</sup>

第31条に基づく複写サービスで利用者にコピーを提供できるのは、その図書館の蔵書に限る<sup>17</sup>とされている。そのため、現物貸借で借り受けた資料のコピーは資料を借り受けた側の図書館ではできない。

それでも借り受けた資料のコピーを利用者が必要とする場合は、一旦、貸し出した図書館に資料を返却して、改めて、その図書館にコピーの提供を依頼するか、同じ資料を所蔵する別の図書館にコピーの提供を依頼するなどといったことをすることになる。

しかし、そのような厳格な運用をしたとしても、最終的に資料を借り受けた図書館の利用者がコピーを手にする結果に違いはなく、必ずしも著作権者の権利保護にならないことから、一定の条件の下、借り受けた図書館でもコピーを提供できるとしたもので、前掲の「複製物の写り込みに関するガイドライン」と並行して当事者協議会で協議をし、国公私を含む3つの図書館団体の名義で平成18年（2006年）1月に策定している。

なお、本ガイドラインについては、令和3年改正法の第2条の施行の影響を受ける可能性は低いものと思われる。

#### ●図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製に関するガイドライン<sup>18</sup>

平成21年（2009年）の「著作権法の一部を改正する法律」（平成21年法律第53号<sup>19</sup>）（以下、「平成21年改正法」という。）が平成22年（2010年）1月に施行される前から、著作物の点字化については著作権者の許諾がなくても行っていたが、著作権者の許諾なく録音図書が作成できるのは限られた施設でのみで、その施設に一般の大学図書館は含まれていなかった。

<sup>16</sup> 日本図書館協会、ほか、「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」．平成18年1月1日、[https://julib.jp/documents/coop/ill\\_copy\\_guideline.pdf](https://julib.jp/documents/coop/ill_copy_guideline.pdf)（なお、[https://julib.jp/documents/coop/ill\\_copy\\_guidelineQA.pdf](https://julib.jp/documents/coop/ill_copy_guidelineQA.pdf) に同ガイドラインのQ&Aがある。）

<sup>17</sup> 加戸守行．著作権法逐条講義．7訂新版，著作権情報センター，2021，p. 290.

<sup>18</sup> 国公立大学図書館協力委員会、ほか、「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」．2019年11月1日、<http://www.jla.or.jp/Portals/0/html/guideline20191101.docx>（本ガイドラインには国公私も名前を連ねているが国公私のwebサイトに掲載は確認できない。）

<sup>19</sup> 詳しくは文化庁の“平成21年通常国会 著作権法改正等について”（[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h21\\_hokaisei/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h21_hokaisei/)）の諸資料を参照。

平成 16 年 (2004 年) 4 月には日本文藝家協会と日本図書館協会との間で協定書を交わし「障害者用音訳資料利用ガイドライン」が策定されており、この中で大学図書館も音訳資料を作成できる図書館に含まれてはいたものの、対象となる著作物が日本文藝家協会に著作権を委託されたものに限定されていたことから、大学図書館における録音図書の作成の対象となりうる著作物は多いとは言えなかった。

平成 21 年改正法の施行により、録音図書の作成だけではなく、絵画等の立体化、デジタル図書の作成など、著作権者の許諾なく著作物を利用できる範囲が広がったことに加え、それらの資料を作成できる施設の範囲も広がり、大学図書館も含まれるようになった。

この大きな改正を受けて、法の趣旨を超えて著作権者の利益を害することがないように当事者協議会で協議をし、平成 21 年改正法の施行には間に合わなかったものの、平成 22 年 (2010 年) 2 月に国公私を含む 5 つの図書館団体の名義で本ガイドラインを策定するとともに、日本文藝家協会との間の「障害者用音訳資料利用ガイドライン」を廃止している。

なお、第 37 条第 3 項が平成 30 年 (2018 年) の「著作権法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 30 号<sup>20</sup>) (以下、「平成 30 年改正法」という。) の施行により改正されたことを受けて、本ガイドラインも令和元年 (2019 年) 11 月に改正している。

#### ●大学刊行の定期刊行物に関する著作権法第 31 条第 1 項第 1 号の「発行後相当期間」の扱いについて<sup>21</sup>

紀要を中心とした大学の刊行物の多くは発行されて間もなく機関リポジトリ等から利用できるようになってきている。一般に紀要の刊行頻度は年刊や半年刊などといったものが多く、上述の「大学図書館における文献複写に関する実務要項」によって定着したと言えるであろう第 31 条の「発行後相当期間」を「次号が発行されるまで」または「発行から 3 か月経過するまで」のいずれか短い方という運用は、少なくとも紀要等に関しては機関リポジトリ等により合理性を欠くものとなりつつあった。

このような状況を鑑み、国公私から関係の各館を通じて大学に対する意見募集を行い、大学が刊行する定期刊行物は一部の例外を除き、図書館に届いた時点で「発行後相当期間」を経過したものとみなすとしたもので、平成 26 年 (2014 年) 7 月に策定している。

令和 3 年改正法の第 2 条が施行されることによって第 31 条第 1 項第 1 号の「発行後相当期間」という文言が削除される一方、「[略] 著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部」の文言が挿入されることから、少なくとも文言等を調整する必要があると思われる。

また、令和 3 年改正法の第 2 条の施行によって新設される利用者への送信に関する第 31 条第 2 項も「一部分」に関する括弧書の規定はほぼ同じ文言ではあるものの、政令は別々の条文となる可能性もあるので、どのような規定になるのか情報を収集しつつ、補償金の扱いも含め

<sup>20</sup> 詳しくは文化庁の“著作権法の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 30 号) について” ([https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30\\_hokaisei/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/)) の諸資料を参照。

<sup>21</sup> 国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会。“大学刊行の定期刊行物に関する著作権法第 31 条第 1 項第 1 号の「発行後相当期間」の扱いについて”。平成 26 年 7 月 1 日, [https://julib.jp/documents/coop/bulletin\\_20140701.pdf](https://julib.jp/documents/coop/bulletin_20140701.pdf)

て、よりよい運用ができるような調整が期待される。

#### ●出版者著作権管理機構の使用料規程<sup>22</sup>に「大学図書館における譲渡を目的としない紙媒体複製」の節を追加

ガイドラインの範疇ではないが、検討委員会が大学図書館における情報流通の円滑化を目指し権利者側と協議したものとして掲載しておく。

日々の図書館業務の中で、いわゆる「最新号」のコピーや「一部分」の範囲を超えるコピーを求める利用者は少なからず存在するが、このようなコピーの提供は著作権者の許諾が必要であることから、当事者協議会とは別に使用料の支払も視野に入れつつ平成 21 年（2009 年）10 月から出版者著作権管理機構および学術著作権協会との間で懇談を開始した。

懇談の中で、学術著作権協会からは出版者著作権管理機構との話がまとまれば、ほぼ同条件での契約を検討するという意向が示されたことから、出版者著作権管理機構との懇談を優先させ、5 年にわたる懇談を経て平成 27 年（2015 年）4 月改正の出版者著作権管理機構の使用料規程に「大学図書館における譲渡を目的としない紙媒体複製」の節が設けられるに至った。

規定内容には国公私として受け入れ難い条件が含まれていたものの、制度づくりを優先させたが、最終段階で権利制限規定により許諾なくコピーできるはずの部分も課金対象とするという連絡を受け、この使用料規程の改正は関係の図書館に周知しないという対応をとっている。

なお、上記の使用料規程の改正を関係の図書館に周知しない旨を出版者著作権管理機構へ通知した時点から関係の懇談も中断している。

#### ●国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項<sup>23</sup>

「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」で第 31 条第 3 項に基づく国立国会図書館から図書館等へのデジタル化資料の送信等について関係者間で合意したものである。

平成 24 年（2012 年）の「著作権法の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 43 号<sup>24</sup>）により第 31 条第 3 項が新設されることとなり、平成 24 年（2012 年）12 月 10 日付けで合意がされ、平成 26 年（2014 年）1 月 21 日にサービスが開始<sup>25</sup>されている。

その後、平成 30 年改正法により、外国の施設への送信が可能となることになり、平成 31 年（2019 年）1 月 24 日付けで本合意事項も改正され、令和元年（2019 年）4 月 22 日からサービスが開始<sup>26</sup>されている。

さらに、令和 3 年改正法により第 31 条第 3 項の規定が改正されることを受けて、令和 3 年（2021 年）12 月 3 日付けで本合意事項も改正されている。

<sup>22</sup> [出版者著作権管理機構]．“使用料規程”．2022 年 3 月 1 日，<https://www.jcopy.or.jp/jcopy/business/shiyoryokitei20220401.pdf>

<sup>23</sup> [国立国会図書館]．“国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項”．令和 3 年 12 月 3 日，[https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/digitization\\_agreement03\\_202112.pdf](https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/digitization_agreement03_202112.pdf)

<sup>24</sup> 詳しくは文化庁の“平成 24 年通常国会 著作権法改正について”（[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakukei/hokaisei/h24\\_hokaisei/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakukei/hokaisei/h24_hokaisei/)）の諸資料を参照。

<sup>25</sup> [国立国会図書館]．“国立国会図書館小史”．[https://www.ndl.go.jp/aboutus/outline/history/short\\_history.html](https://www.ndl.go.jp/aboutus/outline/history/short_history.html)

<sup>26</sup> <sup>25</sup> に同じ。

## ●国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書<sup>27</sup>

「国立国会図書館による入手困難資料の個人送信に関する関係者協議会」で第31条第4項に基づく国立国会図書館から個人へのデジタル化資料の送信について関係者間で合意したものである。

令和3年改正法により第31条第4項が新設されることになり、令和3年(2021年)12月3日付けで合意がされ、令和4年(2022年)5月19日からサービスが開始<sup>28</sup>されている。

なお、当面は閲覧のみでプリントアウトについては令和5年(2023年)1月から可能とするとしている。

## ●[ビデオ上映に関する]合意事項<sup>29</sup>

第38条第1項は「公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる」と規定されている。図書館で行われる上映会はこれに該当するはずであるが、著作権者等からは問題視され、日本映像ソフト協会と日本図書館協会との協議を経て、上映会に関する「了解事項<sup>30</sup>」が平成10年(1998年)6月にまとめられた。

この「了解事項」を前提として、平成13年(2001年)12月に具体的な運用についてまとめられたのが「合意事項」であり、著作権者等の利益に配慮して、図書館側から見て譲歩した内容となっている。

この「了解事項」「合意事項」をまとめる作業に国公私は関与していないが、多くの大学図書館は日本図書館協会の会員であることと、権利者側の団体と図書館側の団体が協議してまとめられたものであるということから掲載しておく。

\* \* \* \* \*

ここまで概説してきたガイドライン類の策定のほかにも検討委員会は多くの活動をしてきた<sup>31</sup>。代表的なものとしては「大学図書館における著作権問題 Q&A<sup>32</sup>」があり、平成14年(2002年)2月に作成し、改訂作業が滞っているものの平成29年(2017年)10月の第9版を最新としている。その他、図書館総合展などでシンポジウムを開催したり、文化庁等が行う政策その他に関する

<sup>27</sup> [国立国会図書館]. “国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書”. 令和3年12月3日, [https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/kojinsoshin\\_agreement.pdf](https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/kojinsoshin_agreement.pdf)

<sup>28</sup> 国立国会図書館. “「個人向けデジタル化資料送信サービス」の開始について”. 令和4年5月19日, [https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2022/\\_icsFiles/afiedfile/2022/05/16/pr220519\\_01.pdf](https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2022/_icsFiles/afiedfile/2022/05/16/pr220519_01.pdf)

<sup>29</sup> 合意事項 図書館雑誌 96(1)2002 p.70 (続く p.71 には「実施要項」と酒川玲子氏による「〈解説〉日図協・日本映像ソフト協会間のビデオ上映に関する合意事項について」が掲載されている。)

<sup>30</sup> 了解事項 図書館雑誌 92(8)1998 p.601 (了解事項、合意事項ともに、日本映像ソフト協会および日本図書館協会の web サイトには確認できない。)

<sup>31</sup> 検討委員会(前身組織を含む)の活動を概観できるものに下記のものがある。

・土屋俊. 現代の大学図書館と著作権. 東海地区大学図書館協議会誌. 2003, no. 48, p. 2-15, <https://opac.ll.chiba-u.jp/da/curator/103415/>

・森 一郎. 国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会の著作権問題への取組. 大学図書館研究. 2011, vol. 93, p. 17-26, <https://doi.org/10.20722/jcul.83>

・海浦 浩子, 森 一郎. 著作権法第35条の改正を見据えた大学図書館の教育支援に関するイギリスの実地調査報告. 大学図書館研究. 2019, vol. 113, p. 2053-1-2053-9, <https://doi.org/10.20722/jcul.2053>

<sup>32</sup> 国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会. 大学図書館における著作権問題 Q&A. 第9版, 2017, <https://julib.jp/wordpress/wp-content/uploads/2016/07/copyrightQA.pdf>

る意見募集（いわゆるパブリックコメント）に対して意見を提出<sup>33</sup>したりもしている。

## 5. まとめ

学術情報の流通を考える上で、大学図書館全体としての資料の利用状況を把握しておくことは極めて重要と言えるだろう。これに関しては文部科学省によって学術情報基盤実態調査<sup>34</sup>が行われており、個々の図書館の数値は公開されないものの、全体的な数値の推移が理解できる。

新たな事業に関する調査項目が立てられるのは遅れる傾向はあるものの、2000年頃から電子ジャーナルが普及しはじめ、これを契機に冊子の外国雑誌は激減するとともに文献複写の件数も減少を続けてきており、それは統計からも見てとれる。

令和2年（2020年）にはCOVID-19の影響により多くの大学で入構を制限するなどの措置がとられ、電子書籍の購入を増やした大学図書館も少なくない。その一方で、今年度（令和4年度、2022年度）は早々から大学図書館を含む利用機関全体が、提供者の1つから著作権の保護を理由として電子書籍の利用範囲の縮小という措置<sup>35</sup>を受けた。これに対してJUSTICEが迅速な対応<sup>36</sup>をしているが、この一例からも、冊子の図書から電子書籍へと置き換えを進めるには、まだ解決を要する問題があると言わざるをえないだろう。

徐々に授業は対面での実施へと戻るであろうが、冊子の図書から電子書籍への置き換えが進めば、貸出件数が減少するなど大学図書館の役割に変化を及ぼすことが予想される。そのような点を踏まえて、学術情報の流通に関する長期的な動向にも短期的な動向にも注意を払いつつ、大学図書館全体として、より望ましい学術情報の流通の実現に向けての機動的かつ戦略的に行動できる体制がますます重要になるだろう。これまで必ずしも十分とは言えないJUSTICEと検討委員会との連携も、定期的な調整の場を設けるといったことも検討すべきかもしれない。

本稿で述べてきたように検討委員会は各種協議を行ってきているが、協議の相手方の団体の多くは長年にわたって同じ人物を代表としている。これに対して大学図書館が通常の人事異動の期間に準じた期間で委員を交代させるとすれば、経緯の把握といった面だけを考えても各種協議で十分な成果を上げるには支障があり、大学図書館も通常の人事異動に準じるような期間ではなく、一定の期間は同じ人物を代表として送ることができるような体制を作れるかも課題と言える。

---

<sup>33</sup> 最近の国公私の提出意見としては「簡素で一元的な権利処理」の在り方に関する意見募集の結果について” ([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kihonseisaku/r03\\_06/pdf/93503401\\_09.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kihonseisaku/r03_06/pdf/93503401_09.pdf)) に4件が確認できる。

<sup>34</sup> [文部科学省]. “学術情報基盤実態調査”. e-Stat 政府統計の総合窓口. <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400601&tstat=000001015878>

<sup>35</sup> [https://elib.maruzen.co.jp/app/eguide/announcement\\_220405.pdf](https://elib.maruzen.co.jp/app/eguide/announcement_220405.pdf) に、関係する2022年4月5日付け、2022年4月13日付け、2022年4月21日付け、3件の文書がまとめられている。

<sup>36</sup> 大学図書館コンソーシアム連合運営委員会. “「Maruzen eBook Library におけるダウンロードサービス一時停止のお知らせ」に対する見解と要望”. 2022年4月12日, [https://contents.nii.ac.jp/sites/default/files/justice/2022-04/MeLDL\\_一時停止に対する見解と要望\\_JUSTICE\\_運営委員会.pdf](https://contents.nii.ac.jp/sites/default/files/justice/2022-04/MeLDL_一時停止に対する見解と要望_JUSTICE_運営委員会.pdf)